

改正

昭和48年3月28日条例第7号

昭和56年3月30日条例第12号

昭和58年3月28日条例第9号

平成10年3月26日条例第18号

平成10年12月22日条例第34号

平成13年12月28日条例第34号

平成16年3月31日条例第2号

平成17年3月25日条例第6号

平成18年9月25日条例第23号

平成20年3月24日条例第7号

令和5年12月18日条例第26号

基山町中小企業小口資金融資条例

(目的)

第1条 この条例は、町内中小企業者の小口事業資金（以下「小口資金」という。）の需要に対する金融難を緩和し、経営の合理化を促進することにより、これらの企業の維持発展及び振興に資することを目的とする。

(融資機関)

第2条 小口資金は、この条例に基づく融資について町長と契約した金融機関（以下「融資機関」という。）が取り扱うものとする。

(融資機関に対する預託)

第3条 町は、融資機関に対し、基山町中小企業小口資金の融資金として予算の範囲内で預託する。

(貸付けの対象)

第4条 小口資金の融資を受けることのできる者は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種で町内に店舗、工場若しくは事業場を有する会社、組合又は個人で中小規模の事業を営み、町内に住所を有し、かつ、原則として同一業種を1年以上継続して経営している者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 町税その他の納税義務を完全に履行していない者

- (2) 金融機関に対する過去の借入実績が著しく不良である者
- (3) 佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の代位弁済による求償債務を負担している者及び求償債務の連帯保証人である者

2 前項に規定するもののうち小規模の事業を営む者に対し優先的に行うものとする。

3 小口資金は、保証協会がその貸付けについて保証した者に対してのみ貸し付ける。

（融資金の使途）

第5条 融資金の使途は、運転資金及び設備資金に限るものとし、転貸若しくは旧債返済の資金としては使用することはできない。

2 融資機関は、借受人が前項の規定に違反した場合は、直ちに融資金を返還させることができる。

（貸付けの条件）

第6条 貸付けの条件は、次の各号の定めるところによる。

(1) 貸付けの限度額 運転資金600万円、設備資金800万円とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、800万円とする。

(2) 貸付けの期間 運転資金60月以内、設備資金120月以内とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、120月以内とする。

(3) 貸付けの利率 別に町長が融資機関と協定した利率とする。

(4) 保証協会の保証料 所定の保証率による。

(5) 保証協会の調査料 免除

(6) 償還方法 月賦償還とし、6月以内の据置期間を置くことができる。

(7) 貸付方法 証書又は手形貸付

(8) 連帯保証人 個人事業者の場合、原則として不要とする。ただし、法人の場合は、原則として法人代表者（実質経営者を含む。）のみとする。

(9) 担保 原則として徴しない。

（融資の申込）

第7条 融資を受けようとする者は、申込書及び次の各号に掲げる書類を融資機関に提出するものとする。

(1) 保証協会が定める信用保証委託申込書

(2) その他保証協会が必要と認める書類

（保証料の補給）

第8条 この条例の規定によつて貸付けを受けた者に対し、その者が借入期間中に負担する保証料

について、町は、その全額を補給する。ただし、債務不履行の場合は、借受人が全額を支払うものとする。

(報告及び調査)

第9条 融資機関は、貸付けを行つたときは、毎月末における貸付状況を翌月10日までに町長に報告しなければならない。

2 町長は、貸付けを受けた者、保証協会及び融資機関から必要事項について報告を徴し、又は実地に調査指導を行うことができる。

(預託金の返還)

第10条 第3条の規定による融資機関に対する預託金は、当該年度末において町に返還しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日条例第18号)

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月22日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の基山町中小企業小口資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込にかかる小口資金の貸付けから適用し、同日以前の申込にかかる小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年12月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日条例第 2 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の基山町中小企業小口資金融資条例の規定は、この条例施行の日以後の申込に係る小口資金の貸付けから適用し、同日以前の申込に係る小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月25日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の基山町中小企業小口資金融資条例の規定は、平成18年10月 1 日以後の申込に係る小口資金の貸付けから適用し、同日前の申込に係る小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月24日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の基山町中小企業小口資金融資条例の規定は、施行の日以後の申込に係る小口資金の貸付けから適用し、同日前の申込に係る小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年12月18日条例第26号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。